

# 徳川家齊の教諭三章と文政の關東向取締

樋 畑 雲 湖

十一代將軍家齊の治世は隨分長かつた、所謂大御所時代は徳川文化の最高潮に達した秋である、始め松平定信召されて老中首席となつたのは實に天明七年にして翌八年には將軍の補佐となつて以來政道を改革、所謂寛政の治と稱された、士民をして儉素を守らしめ、遊惰を戒め産業を奨め教育に注意したが故に、其の治績實に見るべきものがあつたが、寛政五年、定信が其の職を辭して以來、家齊自ら政を見た事四十有餘年學者の輩出、學問技藝の進歩發達は延喜の御代にさへ比するものがあつたと云はれてゐるが、其の半面には上下を通じて奢侈遊逸にふけつて來た。定信によりて折角回復したばかりの幕府の財政も再び紊亂状態となつて

來た。茲に、二分金、一朱金、一朱銀等の改鑄となり田地の收入も減ずる所あるも決して增收など思ひも寄らぬ次第である。此の時に方り幕府の施政は再び田沼時代の様になつて來た、老中水野出羽守忠成が出で專横を極めて秕政が行はれたのは徳川の世も、ケチがつきそめて來たのは是非もなき事であらう。其の時の落首にも

びやほんを吹けば出羽さん／＼

金が物いふ今の世の中

(註に曰く此のビヤホンは鐵で二俵になつて二寸ばかりの打物で其の先きが少し曲つてゐる、之を口に銜えて唇を動かしながら、手の平のはしで弾くと「ビヤホン／＼」と鳴るもので、自分等の幼少の頃には未だ残つてゐた遊戯物の一であつた事を覚えてゐる。)

文政十二年四月

中村八大夫支配所

百姓代 忠次郎

年寄 又左衛門

名主 郷左衛門

關東向御取締御出役  
山田茂左衛門様御手附

吉田左五郎殿

山本大繕様御手代

河野啓助殿

外二名宛

差上申御請證文之事

在々村々之内若者仲間ニ唱大勢組神事祭禮等之節人寄

ケ間敷儀催し金銀耕作之暇を費し其外惡事而已企、中

には村役人申付をも相背候もの有之不屈之儀一躰若者

仲間ニ號儀甚以不宜候爲其 公儀より五人組を被立

置候事に有之不束之身行有之候は、五人組に而諫言差

加江右を不用候は、村役人に而猶嚴敷申聞、右をも不

用候は、支配御代官、私領は領主地頭役所又は自分共

廻り先江可申出候、依之若者仲間ニ號候急度止め神事

祭禮等も村役人百姓代相談之上取極不宜儀相談爲致聞

などある如く士風の廢頽、町人百姓の亂墮等名  
狀すべからざるものあつたから捨て置けずとあつ  
て、文政の十二年には關東向御取締御改革となつ  
て教諭三章なるものを印行して、之を中央より吏  
員を關八州に派出して、其の趣旨のある所を演じ  
て逸々村役人から受書を取つたものであつた。今  
在左原郡上大崎村から提出の文書を知人の所持して  
ゐるのを見る事を得たれば次に之を掲載して當時  
の事情を偲ぶ事とした。

差上申一札之事

關東筋村々農間諸商人多田畑作餘り其上奢に長し良民

及難儀候趣に付從

御奉行所今般諸商人軒敷並居酒屋、湯屋、髮結床、大

小拵しやせしむとぎや、研屋等名前巨細、御改に付別紙帳面に相認奉差

上候通り、少も相違無御座候萬一押隠不書上候敷、調

落後日相顯候は、何様の御儀にも可被 仰付旨被 仰

渡承知奉畏候依之御請印形差上申所如件

敷旨従

御奉行所御沙汰に付こま小前末々まで不洩様申付村役人共方に請印取置可申候若是迄之通り等閑に致置後日に相知れ候ては、役人迄何様之御儀にも可被仰付旨被 仰渡一同承知奉長候依之組合村々連印御請證文差上申所如件

文政十二年四月

關東向御取締御出役

山田茂左衛門様御手附

吉田佐五郎殿

山本大膳様御手代

河野啓助殿外二名宛

叙上の申渡に添加して荏原郡の村々と聯合して大組合を設けしめた、今大森組四十三ヶ村に對して小前取締として添議定書を示し

北大森村、戸越村、中延村、馬込村、下蛇窪村、上大崎村、不入斗村、碑文谷村、小山村、堤方村、東大森村、新井宿村、峯村、上目黒村、北蒲田村、下高輪村の十六ヶ村の名主から總代を撰んで之に申渡を爲

し各町村總ての人民から請印を取らしめたのであつた、其の添議定書の條項を見ると

一 農間質屋渡世之儀有來之外新規質屋決而相初申間數候且質物取方之儀前々被 仰渡候通質置主證人兩判

取之質物取可申候送り質之ものも右同様相心得可申事

(但質物合手方之者送り質取候節下々取之者帳面兩判取調之上下々取之者より兩判取置金銀取引可致候事)

一 諸職人手間代之儀是迄仕來之手間代一人に付銀三分つ、引下け可申候事

一 居酒屋之儀夜商ひは五ツ時限り(午後八時)相極右刻限通候ても居候者は急度斷相返し可申事

一 髮結床之儀目立候長暖簾相かけ申間敷候事

一 湯屋之儀ざくろ相附申間敷並上り湯才可爲無用候事

一 神事婚禮之儀兼而被 仰渡候通急度相守衣類飲食等奢ケ間敷義無之様村役人立會取調可申候事

一 佛事葬禮之儀は華麗之儀無之様取計一汁一菜限り酒は一切不差出成丈ケ手輕に營可申候事

一 農業渡世不致無商賣體之者有之候は、差置申間敷候

事

一若者共身持風俗不宜もの相改候様可申付候事

右は關東向御取締御改革に付御教諭之趣は勿論總御箇條並組合村々添議定共御讀聞被成下一同承知總百姓末々迄連印致置との受書を出役の者に名主年寄から一村毎に出してゐる。斯く取締を嚴重にしたものゝ内特に酒場、湯屋、髮結床、祭事等群衆集合に場所に制限を加へたる事と及大小即ち刀劔拵商と同研ぎ師に對して戸口調査をしたのは當時の思想問題として史家の注意すべき事柄であると思ふ。

顧ふにかゝる農村に刀劔に關して拵師や研師が存在すべき筈がなき様にも思はるゝが、此時の江戸は士風が最も廢頽した頃であつて幕府直參の旗本の小普請者が女師匠の下に唄三味線の稽古に通び其の甚しきは本所深川あたりに住んだ所の御下人や旗下の二男坊は馬鹿囃を稽古して祭の神樂に

雇はれて出るといふ墮落さに反して町人百姓が浪人者を招きて道場通ひをするものが可也多くなつた時であるから従て刀劔に關する工人が在村に職を得る様になつたのであらう。浪人者と危険思想是は歷代の幕府役人の頭を腦した所で、南部の浪人相馬大作の津輕侯を要撃すべく企たのも文政の五年である。大鹽平八郎が黨を結び大坂城を攻めんとしたのも次の天保年代である、水野越前守忠邦が老中となるに及び再び寛政の治を再現せんとしたのも樂翁の二男なる眞田信濃守幸貫が老中となり翁の遺志を繼で銳意之を改革を爲せしも共に大御所時代の風俗頹廢を回復せんとしたに外ならぬ。

斯様に考へて見ると、家齊も凡庸の人ではなかつたから、其の政をなす五十餘年、昌運奢靡を極めた裏面には江戸に頻發する市内の放火事件から辻番所の設置、浪人の跋扈に關する取締、上下道

徳の廢類に就て相當頭を惱したのが此教諭三章となつて現れたと見るを得べきであらふ。此教諭の衍義風に出來てゐるのは、寶永に出來た白石の新令句解に倣つてゐる様にも見ゆるが、文章もすら／＼と出來てゐるのを以てすると家齊の信用をもうけてゐた、林衡號を述齋といふた人の起草になつたものではあるまいか、述齋は定信が寛政の改革を行ふに方り拔擢して林家の養子とした事は周知の事で、引續き家齊に仕へてゐた生存者である。終に後諭三章の全文を掲げて局を結ぶ事とする。

### 教諭三章

一 父母に孝行を盡し己より目上の者を敬ひ一家親類をはじめ村里相互に中よくむつまじくすべき事

父母は我身の生れし本なれば大切にすべし、我身幼き時は二親いだきかゝえて、晝夜心をつけて育て、若病あれば神佛にいのり、醫師をたのみ我身もかはり度程におもひ、其子乃成長するを待也、

然るに、その子人となりては、われひまり成長したるやうに思ひ、色々の望事有之あしき友たちのすゝめに隨ひ晝夜氣儘の遊びをして、父母の深き恩を思はず、よろづ父母の心にたがふ者なり、されば孝行にもさま／＼あれども、二親のしなせし身代をもちこけて安堵さするをよしとす、幼き時二親の育し恩をおもひよく／＼つかへ養ふべし、又我目上の人多しこいへども、兄たるものは先に生れたれば、何事もその差圖に隨ふべし、兄のしかたよからず、金銀米穀のわけ方非道有とも堪忍すべし、又伯父叔母なきは父母にもひこしきものなれば、尊びむつまじくすべし、然れども富るものは物こみしわくして人を救ふ事少し、貧乏なる者は人の助けを求るここのみ多く、互に心あはず聊の言葉の端よりして女房子こもの善惡をいふにより怒りを發して争ふ事もあり、其外村里に住居するもの相互に不肖ふしょうをして暮すべきに、我村ミ他村ミ隔る心より田畑山林及び川澤地境、僅の地所

迄も争ひをなし、互に怒りをおこし喧嘩口論し公事訴訟じせんとなる事あり、能くおもひ見よ、たごひ其村のうち原澤はらさわにもせよ皆

上乃土地にて他村たむらいふごも争ふべきにあらず、又他村のうちへ、理不盡に入込は言ふに及ばぬ不埒ふち也、互に中よく我も人もよきやうに言あはせばあらそひもなかるべし、人々父母妻子をはごくむ身なれば、我身を大切に思ひ怒りをやめて不肖をし、堪忍かんじんを第一だいいち心得て、父母妻子兄弟伯父叔母の親おやしきものを初めて村ざご中よくすべし。

一人々我家職をはげみ少しにても奢おごりがましき事堅く慎むべき事

一人の男耕ざれば一家饑をうけ、一人の女機はたおらざれば一家こゝえを受るこいふこごあり、衣食ほご大切なるものはなし、是みな地より出来るものなれば、その時節をたがへず、情せがを出すべし、我もち前の職分を怠り博奕はくやく女ぐるひ、或は酒のみ、或は食物に多く錢金ぜにがねを遣ひ捨て、はては盜をする

やうに成もの多し、其歲の豊凶もあれごも情せがを出せばそれほごの物を取入る事なり、人の上には一日も入用なき事なし、されば錢金なくてはならぬもの也、然れば常々心がけて、五穀錢金を大切に、無益に遣ふべからず、一人の入用大てい定あり、然るに衣服のよきのみ、喰くひものゝ堅事のこごすればその身の分限をこえて、月々の入用多くなるまゝに、利のつく金をも借りて當座をしのぐに、初めは聊のやうなれごも、その費家屋敷をも失ひ飢寒にせまり、遂には身の置おきころなかるべし、其時誰かすくひ助くべき、これみな家職に怠り奢おごりに身をうしなふ事なれば、家居諸道具並聲取嫁入なきの諸祝儀萬事質素にして、常に金銀の貯を心がけ、水旱、風雨、虫付、火災等の變時の手當をば、子孫迄も心安かるべし、一粒りゅうの米も一筋の糸も地より出るものなれば家職を怠らず、奢おごりがましきこごすべからず。

一上よりの法度ちやうどを堅く守り常々子弟のものを教訓し惡

事をなさしむべからざる事

法度は人の過あやまち出來ぬやうにこのさだめなれば法度を守るべしされど、我このむ心に叶はぬ事は用ひざるゆゑに罪にもかゝるなり、其身を愛せず我を思はぬ人はなれども、世の風俗に染そみ自分をわすれて奢をし人の交りもよからぬなり、總じてならはしよければ過少し、しかれば子弟の年若きものは常に農業を仕しならはせ晝夜隙なく勤させ、悪事をせぬやうに教べし、子弟のものよく働いて田畑の取入もて繁昌する事願ねがはる人はなれども、幼き時可愛さのあまりに飲喰衣類までも其子乃望にまかせて氣儘に育るゆゑに人となりて、そのくせやまず、次第しだいに錢金を遣ひすつるやうになる也、子弟を大切に思はゞ少も油斷なく晝かは晝かかり夜は繩なへこいふ教もあれば、無益の遊びを捨置べからず、人は隙より悪事も出來るなれば、家職を第一に教べし、既にその子弟の罪にかゝるに及びしはなに程なけきかなしひてもかへらぬ事なれ

ば、常に心をつけて法度の事を背かぬやうにして、身を盡し目上の人を敬ひ、よろづ悪事を禁じて、身を慎みいかり争ひなき様に教べし。

右三章堅く相守りてしばらくも忘ざるやう、常々よみ聞すべき事

午 五月

靈湖曰く午の五月は文政壬午の年なるべし、將軍家齊左大臣にありたる時であつた、無論松平定信在世の時ではあつたが職を退きて三十年も後である、句點は讀過に便せん爲め余の漫に附したのである、そして總べてが振假名附であつた、美濃全紙表紙共九枚。